

議案第 5 3 号

北名古屋市都市計画税条例の一部改正について

北名古屋市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 2 8 年 4 月 1 5 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地方税法等の一部を改正する等の法律が公布施行されたことに伴い、わがまち特例の拡大、引用条文等の規定の整備を行うため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋都市計画税条例の一部を改正する条例

北名古屋都市計画税条例（平成18年北名古屋市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、第23項、第24項」を「、第22項から第24項まで」に、「又は第30項から第33項まで」を「から第31項まで、第33項又は第34項」に改める。

附則第16項の前の見出しを削り、同項を附則第17項とし、同項の前に見出しとして「（平成27年度から平成29年度までの用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例）」を付する。

附則第15項中「若しくは第42項」を「、第42項若しくは第45項」に、「第30項から第33項まで」を「第34項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第14項中「附則第4項及び第6項」を「附則第5項及び第7項」に、「附則第4項及び第7項」を「附則第5項及び第8項」に、「附則第5項、第7項及び第8項」を「附則第6項、第8項及び第9項」に、「附則第7項から第9項まで」を「附則第8項から第10項まで」に、「附則第9項」を「附則第10項」に、「附則第10項から第12項まで」を「附則第11項から第13項まで」に、「附則第11項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第13項の前の見出しを削り、同項を附則第14項とし、同項の前に見出しとして「（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）」を付する。

附則第12項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項の前の見出しを削り、同項を附則第11項とし、同項の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課する平成27年度以降の各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第9項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第4項」を「附則第5項」に、「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項中「附則第4項」を「附則第5項」に、「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第6項中「附則第4項」を「附則第5項」に、「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第5項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第4項の前の見出しを削り、同項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第5項とし、同項の前に見出しとして「(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)」を付する。

附則第3項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条第42項の条例で定める割合)

4 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の北名古屋市都市計画税条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 新条例の規定は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第4項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)附

則第15条第42項に規定する家屋に対して課する平成29年度以後の
年度分の都市計画税について適用する。